

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	BP-23D4-104001
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 6 日
	作 成 部 課	情報本部大井通信所
	作 成 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 6 日
品 名	通信電子器材診断	
仕 様 書 番 号	D I H - L D - 2 5 0 0 2	
指 定 事 項： 1 1.1 適用範囲 器材名：地上処理装置 2 2.1 一般的要求事項 a) 適用しない。 b) 適用する。 2.4 整備実施場所 情報本部（大井（入間））及び契約相手方工場 2.6 故障状況又は修理予測箇所 故障状況表 O 2 5 - 4，O 2 5 - 5 信号分析部D S Pカード故障 2.7 診断 診断のみとし、2.8 修理は行わない。 3 5.1 提出書類 a) 計測器・部品等使用明細書は、2.7 診断において所要があった場合は提出する。 b) 官側の確認要領については、監督官の指示による。 c) 不要とする。 5.5 情報の保全等 b) 適用しない。 5.7 輸送 輸送については、契約の相手方の担任とする。 区間については、情報本部（大井（入間））から、契約相手方の示す場所 までの往復とする。		

調達要求番号：BP-23D4-104001

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	通信電子器材診断・整備	DIH-LD-25002	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作成	令和 7年 4月 4日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成	情報本部 電波部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で使用する通信電子器材（以下，“器材”という。）の診断及び整備（以下，“本契約”という。）について規定する。

なお、器材名は、調達要領指定書によって指定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-C000001、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z000009及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号（31.1.9））

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号（31.1.9））

秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達）（情本計第651号（令和3年8月16日））

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号（令和4年3月31日））

情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）（情本計第452号（令和5年6月29日））

1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。また更に必要な場合は、調達要領指定書によって指定する。

a) 法令等

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通産省令第52号）

情報本部の情報保証に関する達（平成 20 年情報本部達第 5 号）

秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（通達）（防防調第 4607 号（19. 4. 27））

2. 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。また、下記**a)**及び**b)**の適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

- a)** 本契約は、“**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**”及び“**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**”によって、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などを行う。
- b)** IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、**GLT-CG-Z000009**の**2.2**による。
- c)** 本契約の実施にあたり、契約の相手方は、必要な機（器）材資材などは、契約の相手方で準備し、かつ、**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**に適合するものとし、この仕様書に規定していない事項は、契約の相手方が規定する社内規格及び商慣習による。
- d)** 本契約の実施にあたり、契約の相手方は、実施場所に対する法律や条例に基づく指定地域や規制基準の適用の有無及び建設物、交通標識、消火設備類、境界線などの他工作物の有無を確認し、あらかじめ監督官及び施設管理者と打ち合わせのうえ、適切に措置する。
- e)** 本契約の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

2.2 実施体制

契約の相手方は、本契約の実施にあたって、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a)** 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保すること。
- b)** 前記**a)**の業務従事者が、過去に本契約と同様の経験を有すること。
- c)** 上記**a)**の業務従事者が、前記**b)**に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d)** 前記**c)**の業務従事者が、他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.3 整備の種類

整備の種類は、**GLT-CG-Z500002**の**2.2 b)**による修理とする。

2.4 整備実施場所

整備実施場所は、**GLT-CG-Z500002**の**2.6**に示すとおりとし、細部は、調達要領指定

書によって指定する。

2.5 人員・期間など

人員及び期間などは、現地診断・整備において必要な場合に、調達要領指定書によって指定する。

2.6 故障状況又は修理予測箇所

主たる故障状況又は修理予測箇所は、調達要領指定書によって指定する。

2.7 診断

診断は、次による。

- a) **GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.2**によって、**2.10**の性能について点検し、故障部位を特定する。

なお、診断後、修理を必要としない場合又は、故障部位を特定しており診断を必要としない場合は、調達要領指定書によって指定する。

- b) 器材を動作させる又は計測器によって計測するなど、本来の機能を発揮するか否かを点検する。

2.8 修理

修理は、適切な作業管理のもとに故障箇所の調整、交換、溶接、びょう締め、補強などによって欠陥を是正し、**2.10**の性能を満足する。

2.9 修理基準

修理基準は、**GLT-CG-Z500002**の**2.5 c)**による。

2.10 性能

性能は、器材の使用目的に応じた信頼性をもち、これを保持できる動作を満足する。

2.11 部品及び材料

部品及び材料は、**GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.4**による。

なお、**GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.4**によらない場合は、官側との調整による。

2.12 塗装及び染色

塗装及び染色は、**GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.5**による。

2.13 附属品及び予備品

附属品及び予備品は、**GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.6**による。

2.14 表示

表示は、任意の見やすい箇所に修理会社名又は社章及び修理年月日を容易に消えない方法で表示する。

2.15 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、**GLT-CG-Z500002**の**2.14**による。

3. 品質保証

3.1 試験

試験は、修理に関わる箇所の点検及び**2.10**について行う。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4. 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。ただし、現地診断・整備においては必要としない。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。ただし、現地診断・整備においては必要としない。

5. その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、次による。ただし、次の内容に変更がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

- a) **計測器・部品等使用明細書** 契約の相手方は、2.7及び2.8について、計測器・部品等使用明細書（様式任意）を作成し、支出負担行為担当官等に1部提出する。
- b) **整備診断明細書** 契約の相手方は、2.7の作業の結果を整備診断明細書に記載し、官側の確認後、検査官等に1部提出する。また、官側の確認要領などは、調達要領指定書によって指定する。
- c) **試験成績書** 試験成績書は、GLT-CG-C000001の箇条7とし、試験終了後速やかに、検査官等に1部提出する。ただし、実施内容が診断だけの場合は、提出を省略する。

5.2 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるほか、特に必要と認められる場合は、調達要領指定書によって指定する。

なお、無償貸付及び官給の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行い、無償貸付及び官給の時期並びに場所は、官側の指示による。

5.3 官給品及び交換済部品の返納要領・返納場所

官給品及び交換済部品の返納要領は、GLT-CG-Z500002の2.9.7とし、返納場所は、当該器材使用場所とする。また、特に変更がある場合は、調達要領指定書によって指定する。ただし、廃油は、契約の相手方において処分する。

5.4 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1、6.2及び6.4による。

5.5 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、契約の履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得た保護すべき情報（“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項**”及び別紙“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準**”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）適切に管理する。このとき、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。
 - 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確

認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。)として取り扱われることを保障する履行体制

- 2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- 3) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- c) 契約の相手方は、契約を履行するにあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に**情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）**及び**秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達）**に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- d) 契約の相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

5.6 立入禁止場所への立入り等

立入禁止場所への立入り等については、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、契約を履行するにあたり、立入禁止場所へ立入る際には、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入りの申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分にかん養されている、立入りにふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うこと。

5.7 輸送

輸送は、官側が必要と認める場合は、調達要領指定書によって指定する。

5.8 官側の支援

契約の相手方は、契約を履行するにあたり、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における現地作業に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) 現地における現地作業に必要なデータ及び資料等の提示
- d) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

5.9 技術変更提案

技術変更提案は、**GLT-CG-Z500002**の**7.6**による。

5.10 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに支出負担行為担当官等の指示を受ける。

5.11 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。